

第22回全国農業担い手サミットinしずおか協賛要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第22回全国農業担い手サミットinしずおか(以下「担い手サミット」という。)の趣旨に賛同する個人、法人及びその他団体(以下「企業等」という。)が、担い手サミットに協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等が第22回全国農業担い手サミットinしずおか実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 資金協賛 担い手サミットの準備及び運営に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供
 - (2) 物品等協賛 担い手サミットの準備及び運営に要する物品及び広報等(以下「協賛品」という。)の提供
 - (3) その他協賛 前各号のほか、実行委員会が特に認めるもの
- 2 協賛金の提供については、1万円単位とする。
- 3 協賛品は、物品等協賛を行おうとする企業等と実行委員会が協議し決定する。

(募集期間)

第3条 募集期間は、平成30年10月19日から令和元年10月31日までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を行おうとする企業等は、あらかじめ第22回全国農業担い手サミットinしずおか協賛申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)を実行委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出するものとする。

- 2 委員長は、申込書の提出があった場合、第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、申込書を提出した企業等(以下「申込者」という。)に対し第22回全国農業担い手サミットinしずおか協賛申込受理書(別記様式第2号)により受理した旨を通知するものとする。

(協賛金の振込等)

第5条 協賛金の申込者は、前条第2項による通知(以下「受理通知」という。)を受けたときは、原則として実行委員会が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、協賛金を一括して納付するものとする。ただし、あらかじめ実行委員会の承認を受けた場合は、第3条第1号に定める募集期間内に、協賛金を分割して納付することができるものとする。

- 2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えるものとする。ただし、実行委員会は、受理通知を受けた申込者(以下「協賛者」という。)の申出により、協賛金の領収書を発行することができるものとする。

(協賛品の受納等)

第6条 協賛品の申込者は、受理通知を受けたときに限り、実行委員会が指定する方法により、協賛品を納めるものとする。

- 2 協賛品として、広報等を行おうとする者は、内容の詳細について事前に実行委員会と協議し、これを実施するものとする。
- 3 協賛者は、前項の協賛を実施したときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。
- 4 実行委員会は、複数の申込者から同一の物品等協賛の申込みがあり、必要数以上となった場合、申込順に受理するものとする。
- 5 実行委員会は、協賛者の申出により、協賛品の受領書を発行することができるものとする。

(協賛の特典等)

第7条 協賛者の特典は、別表「協賛者特典一覧」(以下「特典一覧」という。)のとおりとする。ただし、第2条第1項第2号又は第3号に規定する協賛者の特典は、実行委員会が協賛の内容から換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとする。

2 企業等が複数回の協賛をした場合には、その合計額に応じた特典とする。

3 実行委員会は、協賛一覧の特典以外に、必要に応じ、協賛者の特典を追加することができるものとする。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、その全てを担い手サミット行事の経費に使用し、目的外の使途には一切使用しないものとする。

(協賛申込の不受理等)

第9条 委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知するものとする。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする場合

(2) 担い手サミットを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある場合

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(4) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(5) 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

(6) 役員等(法人にあっては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあってはその者及び支配人をいう。以下同じ。)の全部又は一部が暴力団員等であると認められる場合

(7) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

(8) 役員等が、自己、自己が役員等である企業等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる場合

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをするなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められ場合

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる場合

(11) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(12) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している場合

(13) 担い手サミットについて、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合

(14) その他法令又は公序良俗に反する者など委員長が不相当と判断する場合

2 委員長は、協賛者が、協賛後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金及び協賛品を返戻する。

附 則

この要領は、平成30年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月19日から施行する。

別表

協賛者特典一覧

区 分		30 万円以上	10 万円以上 30 万円未満	1 万円以上 10 万円未満
1	大会資料及び大会記録誌への掲載	○	○	○
2	全体会会場内の協賛者ボードへの掲載	協賛者ロゴ	○	—
		協賛者名	○	○
3	県ホームページの担い手サミット広報ページへの掲載	協賛者ロゴ	○	—
		協賛者のホームページにリンク	○	—
		協賛者名	○	○
4	大会協賛呼称、大会テーマの使用	○	○	○
5	全体会（式典）参加者席の確保	○	○	—

【留意事項】

- 1 1～3の特典については、掲載順は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申込み順とする。
なお、金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順に掲載する。
- 2 特典を希望しない場合には、その旨を実行委員会に申し出るものとする。
- 3 大会協賛呼称とは「第22回全国農業担い手サミット in しずおか協賛者、(社、団体)」とする。
- 4 協賛者特典のうち、県ホームページの担い手サミット広報ページへの掲載（区分3）にある協賛者ロゴ、協賛者のホームページへのリンク掲載できない広告は以下のとおりとする。
 - ・政治性又は宗教性のあるもの
 - ・社会問題についての主義、主張
 - ・誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - ・公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ・第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ・風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - ・第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - ・法令、規則等に反するもの

別記様式第1号

第22回全国農業担い手サミット in しずおか協賛申込書

年 月 日

第22回全国農業担い手サミット in しずおか実行委員会

委員長 水崎 久司 様

住所又は所在地

名称

代表者（役職・氏名）

印

第22回全国農業担い手サミット in しずおかへの協賛について、下記のとおり申し込みます。

記

1 協賛の形態（該当するものを○で囲んでください。）

資金協賛 ・ 物品等協賛

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金額	金	円
納入予定時期	年	月

(2) 物品等協賛

品名	
数量	
仕様等	
付属品等	
提供方法	提供 ・ 貸与
価格	
納品予定時期	年 月

3 連絡先

担当者		所属・役職	
電話		F A X	
メール			
連絡事項			

別記様式第2号

第22回全国農業担い手サミット in しずおか協賛申込受理書

年 月 日

様

第22回全国農業担い手サミット in しずおか実行委員会

委員長 水崎 久司

年 月 日付けで申込みのありました、「第22回全国農業担い手サミット in しずおか協賛申込書」を受理いたしました。

協賛金の支払い方法（又は協賛品の受納方法）等につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 協賛金の納入方法

同封の「協賛金の納入方法について（ご案内）」のとおり、お振込み願います。

【協賛品の場合】

1 協賛物品の納品方法

同封の「協賛物品の納入方法（ご案内）」のとおり、期限までに納品をお願いします。

2 協賛者ロゴの掲載（協賛金額30万円以上の場合）

協賛者ボード及び県ホームページの第22回全国農業担い手サミット in しずおか広報ページに掲載しますので、希望される場合はロゴの電子データの提供をお願いします。